

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年八月二十二日から同年九月四日までの間縦覧に供します。

平成二十九年八月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
仲本 博文	大和高田市大字根成柿 四八五番地一四	御所市大字増三七七番一ほか二 筆
中田 真之	桜井市大字穴師二二一 番地の一	橿原市中曾司町六四四番一ほか 二筆
古川 丈敬	桜井市大字阿部一二番 地の四	桜井市大字高家二二一五番

二 申請年月日

平成二十九年八月十日